咨	北	8
5	71.71	$\overline{}$

			構成員									住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、 生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
協議会名設立年月日	地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体		その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への 円滑な入居の促進に資す る活動を行う者、 <u>学識経</u> 験者等	协議公		規程(会則や設置要綱など)に おける活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な個所数など について	
東京都 居住支援協議会 2014年6月25日	住宅政策本部 住宅企画部 住宅政策担当部長 福祉保部 企画担当部長	東京都の指定を受け た居住支援法人 全 法人(35法人)	(公社)東京都宅地建物 取引業協会 (公社)全日本不動産協 会 東京都本部	(公財)日本賃貸住宅	(一財)高齢者住宅財団 (社福)東京都社会福祉 協議会 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター	40区市 (※年度初めに 都内で市町村 はオブザル章向 が一参った。 調査を実施)	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入屋の促 進に関する首報の収集の 供その他の区市町村の居住支 接協議会の活動の支援に関す ること 2 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の促 進に関するB発活動の乗んとの他の 住宅市場の環境整備に関する こと 3 その他目的達成のために必 要な事業	住宅政策本部 住宅企画部 企画查担当	・居住支援に係る学識経験者の講演、活動事例発表等のセミナー開催(区市町村向け、居住支援・不動産関係向け)・居住支援協議会パンプレット 及び賃貸住宅ナーナー向けらN住宅登録促進チラシの作成・配布・区市町村での居住支援協議会設立促進・活動支援に向けた相談、上記以外の情報提供(国の補助金申請にかかる情報提供を含む)など・セーフティネッ仕宅登録促進のため登録支援の実施・都内区市町村居住支援協議会活動支援補助金交付事業	して取り組むことが非常に重要である 中、連携の実例が増えつつある。 ・広域的な立場として区市町村協議会の 設立促進及び活動支援を行うことを目 的に、都の居住支援協議会を設立。 ・都内居住支援協議会の設置(25区市) が進み、新たな目標(2025年度までに区 市の3分の2以上)を据え、更なる設置に 向けた取組と併せて活動活性化に向け た支援が必要。	_	_	-	-	
千代田区 居住支援協議会 2016年7月	保健福祉部 福祉総務課長 生活支援課長 障害者福課長 在宅支援課長 程宅課長 子ども部 児童・家庭支援センター長	-	(公社)東京都宅地建 物取引業協会千代田 区中央支部 (公社)全日本不動産 協会千代田支部	-	(社福) 千代田区社会福 祉協議会 千代田区民生・児童委員 協議会 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター	-	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状況 及び民間賃貸住宅市場に関す る情報等の共有 2 住宅確保要配慮者の円滑 入居及び安心居住の支援並び に貸主及び民間賃貸住宅を管 軽減等のための支援が方法の協 議 3 住宅確保要配慮者への居 住支援の実施及び各機関の連 携に関する協議 4 その他、設置目的を達成す るために必要な事項の協議	怕性秘務硃	•居住支援協議会開催	・他自治体と比較し、「住宅の供給量が少ない」「家賃が高額である」といった地域特性が支援策検討の足かせとなっている。 ・住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅の市場動向に関する情報等を共有するとともに、民間賃貸住を活用した住宅確保要配慮者への効果的な居住支援の推進を図るため設立	-	-	-	-	
新宿区 居住支援協議会 2020年2月	地域振興部 多文化共生推進課長 福祉部 地域福祉課長 障害者包括ケ課長 地域結合化ケ課長 地域結合を課題長 生活維担 生活維担 とな家庭課長 子ども家庭を課 男女共同部長 都市計画部長 都市計画部 住宅課長	ホームネット(株)	(公社)東京都宅地建 物取引業協会新宿区 支部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部新宿 支部	(NPO)日本地主家主協会	新宿区民生委員·児童委 員協議会 ケアマネット新宿 新宿区介護サービス事業 若協議高齢者総合相談 センター (社福)新宿区社会福祉 事業団 (社福)新宿区社会福祉 協議会 新宿区管害者団体連絡 協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報提供や支援に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 3 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給に関すること。 4 その他目的達成のために必要な事項に関すること。		居住支援協議会の運営 (パンプレット作成、議事録作成等)	1 設立当初の課題 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅へ の受け入れについては、区内で、特に 申身高齢者に対して、賃貸人の拒否感 が強く、住み替え相談でも成約に至る事 例は少ない。 2 設立経緯 上記の課題に対応するためには、区と 関係団体で居住支援について、情報共 有と連携体制の強化が必要 3 協議会の設立 令和2年2月に設立	業:住宅相談事業 居住支援協議会の事業:	産取引相談を実施する。	区のホームページ、広報 紙、くらしのガイド、住宅ガイド等に掲載。案内チラシ を窓口で配布。	窓口での住宅相談は予約制のため、お急ぎの方や 区役所まで来れない方に は住み替え促進協力店(1 47店)を案内している。	
文京区 居住支援協議会 2017年7月	福祉部長 福祉政策課長 高齢福祉政策課長 库害福祉課課長 生活痛疾症部 子ども家庭課 子ども家庭課 住職項票長 都市運部長 建築指導課長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会文京区支 部 (公社)全日本不動産協 会東京都本部豊島文 京支部	(NPO)日本地主家主	(一財)高齢者住宅財団 (社福)文京区社会福祉 協議会 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター (一社)賃貸保証機構 文京区民生委員・児童委 員協議会 文京区障害者基幹相談 支援センター 地域包括支援センター	東京都	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状況 及び民間賃貸住宅の市場動向 についての情報の共有に関す ること 2 住宅確保要配慮者の円滑 な入居及び安心居住の支援に 関すること 3 関係機関の連携に関するこ と 4 その他区長が必要であると 認めた事項	文京区 福祉部 福祉政策課 福祉住宅係	・居住支援協議会開催に伴う委員謝礼 ・居住支援協議会開催に伴う会議録の 委託 ・居住支援協議会開催に伴う食糧費	・行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための情報等を関係者間で共有する。 ・それぞれ連携を切りながら高齢者等の住宅に対する課題を整理し、今後の方向性について協議し、さらなる支援や事業等を推進していく。	-	-	-	-	
台東区 居住支援協議会 2019年1月	福祉部長 都市づくり部長	_	(公社)東京都宅地建 物取引業協会台東区 支部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部城東 第二支部	_	台東区民生委員・児童委 員協議会 (一社)賃貸保証機構 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター (社福)台東区社会福祉 協議会	_	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状況 及び民間賃貸住宅の市場動向 についての情報の共有並びに 普及啓発活動に関する事項 2 住宅確保要配慮者の円滑 な民間賃貸住宅への入居及び 地域継続居住の支援並びに貸 主及び民間賃貸住宅を管理す 多事業を行う者への不安軽減 第 住宅確保要配慮者に関する事 係機関の連携に関する事 4 その他、設置に関し必要な 事項	住宅課 居住支援担当	 居住支援協議会、同専門部会の開催 住宅確保要配慮者向けの入居相談 	・設立前から、住宅確保要配慮者の支援は区の各部署で行っていたが、住宅の確保が難しく、福祉関係部署や各種団体等と連携し、支援を行う必要があるため、協議会を設置した。 ・庁内及び外部団体との連携強化、ネットワーク構築が今後の課題。 ・住宅確保要配慮者向けの物件確保が課題。	区(住宅課)の事業:住宅 確保要配慮者向けの入居 相談窓口		・案内チラシを関係機関 (高齢者施設、福祉施設 等窓口)に配布し備え付	・住主い探しの相談があった場合に、区内の協力不動産店に物件を照会、該当する物件が見つかった場合に、相談者に紹介。	

		構成員					1		<u> </u>		住家	といに関する相談(協力不動		など)、
協議会名設立年月日	地方公共団体	居住支援法人 宅地建物取引業 構成する団(白し、一冊子と車券を行う答用	その他の住宅確保要配慮 音者の民間賃貸住宅への 門 円滑な入居の促進に資す る活動を行う者、学識経 <u>験者等</u>	拉粪仝	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など)に おける活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	事業の実施主体について	生活相談を含めた総合相談等実施の体制について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な個所数などについて
江東区 居住支援協議会 2011年9月	東京都:住宅政策本部住宅企 開京都:住宅政策本部住宅企 門課長 福祉部長 長寿応が援課長 職害福祉部 障害福祉部 障害福祉部 障害福祉部 障害福祉部 障害福祉部 障害福祉部 障害福祉部 障害福祉部 障害福祉部 障害接針 提供 提供 提供 提供 提供 提供 提供 提供 提供 提供	(公社)東京都宅 物取引業協会江 支部 — (公社)全日本不 協会東京都本部 第二支部	東京都住宅供給公社 加産 UR都市機構	江東区社会福祉協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の促 進及び居住の安定方策に関す ること。 2 住宅確保要配慮者又は民 間賃貸住宅の賃貸人に対する 情報の提供等の支援に関する こと。 3 住宅確保要配慮者向け賃 貸住宅の供給の促進に関する こと。 4 その他目的達成のために必 要な事業	都市整備部住宅課	・「民間賃貸住宅空き室情報提供サービス」事業の実施 ・障害者への単身生活サポート事業の 実施	・事務方が必要性を鑑み体制構築を進めたことがきっかけ。 ・江東区任宅マスターブラン(H22.3)において形成を明示し、先進事例(愛知 県、福岡市の調査研究、庁内調整会 議など通じて検討。 ・従前の高齢者民間賃貸住宅あっせん 事業の実績が低迷していたことから、民 間事業者団体(宅建、全日)の協力のもと、区役所内に住宅相談窓口を設置し、 官民連携によるあっせん実績増を目論 んだ。	江東区(住宅部局)の事業:お部屋探しサポート事業	・平成24年5月7日に(公社)東京都宅地建物取引業協会江東区東部(公東下東京都名地建物取引業協会東京都本部城東第二支軍部、公本部域、日本の東京都本部城市、日本の東京都本部城市、日本の東京都本部城市、日本の東京都本部城市、日本の東京では、日本の東西の不動産できる体制を所属の不動産できる体制をできる。 ※江東区協力不動産店登録制度(登録数、46箇所、令和3年4月末現在)	・定期的に発行する広報 紙で案内 ・案内チラシを窓口や不動 産店に配布し備え付け	・地域の登録協力不動産
品川区 居住支援協議会 2020年2月	都市環境部長 住宅課長 福祉計画組課長 高齢者者地域支援課長 障害福祉課長 生活福育成援課長 子ども育成援課長 子育て応援課長 商業・ものづくり課長	(公社)東京都宅 物取引業協会品 支部 (公社)全日本不 協会東京都本部 支部	区	(一社)賃貸保証機構 (社福)品川区社会福祉 協議会 品川区民生委員協議会	-	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状況 および民間賃貸住宅の市場動 向についての情報の共有に関 すること。 2 住宅確保要配慮者に対する 円滑な入居および安心して住 み続けられるための支援に関 すること。 3 関係機関の連携に関するこ と。 4 その他区長が必要と認める 事項。) IIII III III III II II II II II II II	・協議会運営支援として、課題整理や方向性等の資料作成のほか、セミナー等事業の周知資料作成等の委託を行う。 ・居住支援協議会の開催、セミナーの開催 ・区内不動産団体と連携した住まいの情報提供の仕組みづくりを行う。また、情報提供によって要配慮者と賃貸借料製が成立した場合に不動産事業者と賃貸オーナーに対して協力金を支払う	・区内の住宅確保要配慮者の状況及び 課題の把握 ・具体的な支援メニューの策定 ・相談窓口の設置	_	-	_	_
大田区 居住支援協議会 2019年9月	まちづくり推進部長 福祉部長 総務部 人権・男女平等推進課長 観光・国際都市・多文化共生推進 課長 福祉部 福祉管理課長 高齢福祉課長 高齢福祉課長 高齢福祉課長 自立支援福祉課長 自立支援後に進担当課長 瞳がい者 健康政策部 健康がり課長 こども家庭部 子育て支援課長	(公社)東京都宅 取引業協会大田 部 全国協議会 (公社)全日本不 会東京都本部城 部	(公社)全国賃貸住宅 経営者協会連合会 産協	(一社)賃貸保証機構 (社福)有隣協会 (社福)大田区社会福祉 協議会 (株)大田まちづくり公社	-	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居及び 安心居住の支援に関すること。 2 貸主及び民間賃貸住宅を 管理する事業を行う者への不 安軽減等のための支援に関す ること。 3 住宅確保要配慮者への居 住支援のための関係機関相互 の連携に関すること。 4 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の推 進を目的とする啓発活動に関 すること。 5 住宅確保要配慮者の場に関 すること。 6 その他設置目的を達成する ために必要な事項	大田区 まらづり推進部 建築調当 住宅 社部管理 福祉管理 調整担当	住宅確保要配慮者向け居住支援施策の冊子作成 住宅確保要配慮者向け相談対応(住宅 探しの支援や協力不動産店リスト等の 情報提供) 居住支援に関するセミナーの開催	・家主の不安を解消し、住宅確保要配 慮者の入居を可能にするための事業を	住宅部局の事業:住宅確 保支援事業 (居住支援協議会に位置 付け) 福祉部局の事業:生活支 援付すまい確保事業(高 齢者世帯のみ)	務を委託し、常設の相談 窓口を区役所に設置 不動産関係団体と協定締結し、団体所属の不動産 店で住主い探しの相談に 応じられる協力店のリスト を作成	区のホームページに掲載 区報及び区設掲示板で案内 門子、ガイブック、チラン等を窓口に設置するととに構成員、不動産関係団体、居住支援団体や関係各課、民生委員、自治を明会長等に配布している。	じ助言を行うとともに、協力: 不動産店リストの提供を行っている。 協力不動産店の一覧表をホームページで公開 協力不動産店ステッカーを店頭に貼付してもらい、
世田谷区 居住支援協議会 2017年3月	都市整備政策部長 都市整備政策第部長 都市整備政策第部 居住宅保建規課表 住宅保建規課表 工川保健福祉和長 工川保健福祉和長 工川保健福祉和也長 接近各企画政策 展校、家部副東策 政策縮福福祉和 股支 段健福福福祉即 長 及 政策縮福福祉和 股支 段健維福福祖 上 長 接 健健福福福祉 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長	(公社)東京都宅物取引業協会世区支部 (公社)全日本不協会東京都本部谷支部	日谷 (NPO)日本地主家主 財産 協会	(社福)世田谷区社会福 : 祉協議会 (一財)世田谷トラストまち づくり	-	要綱	1 関係者(区役所内都市整備 領域および保健福祉領域関係 所管と不動産団体、居住支援 団体等)同での、住宅確保要配慮者の状況 高者に関する不動産市場の記慮者に関する不動産者の状況 経生を確保要配慮者の状況 経サービス等の保保関する課題 及び課題解決に向ける協議 3 支援策の工夫・見直しや、 定確保要配慮者の入居成功例 の情報共有 4 住まいサポートセンター(既可 体との連携を強化した居住支援 の取り組み	世田谷区 都市整備政策部 居住支援課 保健福祉政策部 保健福祉政策課 (一財)世田谷トラス トまちづくり 地域共生まちづくり 課	・居住支援協議会セミナーの講師謝礼費等 ・パンフレットの印刷 ・その他、会議費	居住者に自立した生活が必要だと考える民間賃貸住宅業界と、住み慣れた地域で継続した住まいを求める住宅確保要配慮者を支える福祉関係者等の共通理解が不十分である。 高齢者や隆書者等が住み慣れた場所で住まいを確保しづらいといった現状や、家財整理等、大家が抱える不安要素から空きを所有しているにも関わらず物件の提供を控えるといった課題の共有。	(住宅部局の事業) 区の住まいサポートセン ター事業のうち、お部屋探 しサポートを実施	区の外郭団体である(一財)世田谷トラストまちづくりに事業を委託。不動産団体と団体と連携し、区内の民間賃貸住宅の空き会対面式で行う。区内5ヶ所の地域で相談窓口を展開。	区の広報紙で案内、 案内チラシを窓口で配布・	住まいサポートセンターに問合せがあった際に、下記の相談窓立開設日の午後1~4時を変内・予約。①居住支援課(本庁舎)毎月毎週木曜日の長谷会支所。毎月第1~第4火・金曜日

	構成員 その他の住宅確任											住ま	いに関する相談(協力不動) 生活相談を含めた総合材	産店制度や相談窓口設置な 相談窓口の実施について	(£),
協議会名設立年月日	地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体		その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への 円滑な入居の促進に資す る活動を行う者、 <u>学識経</u> 験者等	協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など)に おける活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	事業の実施主体について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な個所数などについて
中野区 居住支援協議会 2021年3月	都市基盤部 住宅課長 地域支えあい推進部 地域活動推進課長 地域包括ケア推進課長 アウトリーチ推進担当課長 健康福祉部 障害福祉課長 生活援護課長	ホームネット(株) (株)デップル (社福)中野区社会福 祉協議会	(公社)東京都宅地建 物取引業協会中野区 支部 (公社)全日本不動産協 会東京都本部中野・杉 並支部	-	中野区民生児童委員協 議会 地域包括支援センター 障害者相談支援事業所 地域生活支援センターせ せらぎ	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居支援 関すること。 2 住宅確保要配慮者又は民 間賃貸住宅の賃貸人に対する 情報の提供と民間賃貸任宅への人居促進に関するを発 に関すること。 3 セーフティーネット財産の周 知及びセーブティーネット住宅 の普及促進に関すると、 4 その他目的達成のために必要な事業の実施に関すること。	中野区 都市基盤部 住宅課	・総会・勉強会等の会議運営、スムーズな運営実施のためのマニュアル作成 ・区民向けの定期合同相談会の実施、家主・不動産事業者向けの勉強会やセミナーの開催 ・タブレットを活用した情報連携 ・ホームページやチラシ作成等の広報 活動	これまで住宅部門、福祉部門の情報共有の機会がなく、相互理解も進んでいないったことから、それぞれの窓口で住み替え等の相談を受けても、十分な連携がとれず対応に苦慮したことが多かった。 今後は、協議会の活動を内・外に広くPRすることで、協議会を構成する各団体の意識も高め、それぞれの部門の相互理解と連携強化の促進を図って、適切な支援を行っていく。	居住支援協議会の事業: 各構成団体の既存相談会 を活用した、定期合同相 談会事業	住宅確保要配慮者への入居支援を図るため、年4回程度、居住支援協議会の構成団体(住宅部局・福祉・相談を受ける機会を設ける。		・窓口に問い合わせがあった場合に、お住主いの近所の協力不動産店を紹介。 ・協力不動産店(164店)の一覧表をホームページで公開。 ・独自マークを協力不動産店頭及び構成団体窓口に貼付し住まいの相談ができる環境を作る予定。
杉並区 居住支援協議会 2016年11月	保健福祉部長都市整備部長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会杉並区支 部 (公社)全日本不動産協 会、東京都本部中野・ 杉並支部	-	(公社)東京都不動産鑑定士協会 (社福)杉並区社会福祉協議会 (NPO) CBすぎなみプラス	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居支援 及び居住の安定確保の方策に 関すること 2 住宅確保要配慮者又は民 間賃貸住宅の賃貸人に対する 3 住宅確保要配慮者同け賃 資住宅の供給促進のための招 に関すること 4 住宅確保要配慮者の長間 賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する下の円滑な入居の促進に関する下の円滑な入居の促進に関する下のの形成の関すること 変な事業の実施に関すること 要な事業の実施に関すること	杉並区 保健理報 管理務係 布市主課 管理係	・居住支援協議会運営 ・高齢者等アパートあっせん事業 仲介手数料助成 ・高齢者等入居支援事業費 家賃等債務保証料助成 見守りサービス 葬儀の実施 残存家財等撤去 ・高齢者等賃貸住宅改修助成事業 ・賃貸住宅供給促進事業(モデル事業)	住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への入居の促進及び民間賃貸住宅の入居の促進及び民間賃貸住宅の供給の促進に関する必要な措置について協議することにより、杉並区における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与する。	居住支援協議会の事業	平成29年4月1日公益社 団法人東京都宅地建物取 引業協会杉並区支部、平 成29年7月公益社団法人 全日本不勤産協会東京都 本部中野・杉並支部と協 定締結し、団体所属の不 動産店に対して希望条件 の物件の照会をできる体 制を構築	 ・区及び区居住支援協議会のホームページに掲載 ・案内チラシを窓口に備え付け 	区住宅課窓口で開庁時は常時相談を受け付け、窓口で申請があった場合に、協定権計団体に希望物件の条件を伝え、あつせんを依頼し、加盟不動産店にて条件合致した物件を紹介。
豊島区 居住支援協議会 2012年7月	都市整備部 住宅課 保健福祉部 福祉総務課 障害福祉課		(公社)東京都宅地建 物取引業協会豊島区 支部 (公社)全日本不動産 協会豊島文京支部	-	(学識経験者) 干葉大学名誉教授 (学識経験者) 日本女子大学家政学部 住居学科教授 (一社)東京都建築士事 務所協会豊島支部 NPO法人としまNPO推 進協議会 (社福)豊島区民社会福 社協議会地域相談支援 課 株式会社 住宅・都市問 題研究所	ー (オブザーバー) として、定期いいが、企業がはないが、を登録団体の が、任主技優に 展住支担援を は、月本を も、日本を も、日本を も、日本を も、日本を も、ことがあ る。)	会則設置	第3条 本会は、前条の事業を行う。 達成するために、次の事業を行う。 ・豊島区内の空き家・空きをきる上による生宅確保要配慮者への促進しい及び居場。 い及び居場。 に工を確保要配慮者の保護とこことを発展を関すること。 に主を確保要配慮者を見にして、 に登録して、 に登録して、 に関すること。 に登録して、 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関係の円滑かり策に関すること。 に関係のの発援に関すること。 に関係のの発症をのの発活動すること。 に関連に関す金と。 とでのの発活動すること。 とのに関係のの環境整に関係のに関係のに関係の環境整に関する。 とのに関係のである。 とのに関係のである。 とのに関係のである。 とのに関係のである。 とのに関係のである。 とのに関係のである。 とのに関係のである。 とのに関係のである。 とのに関係のである。 はに関する。 はに関する。 はに関する。 とのである。 はに関する。 はに関する。 はに関する。 とのである。 はに関する。 はに関する。 はに関する。 はに関する。 はに関する。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのである。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでな。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる。 とのでなる	進協議会 株式会社 住宅·都市	1 居住支援サービス充実に向けた支援 2 としま居住支援バンク及びセーフティネット住宅の登録促進 3 普及啓発活動の推進 4 空き家・空き室の実態調査(日本女子大学 定行研究室委託業務) 5 居住支援団体の登録制度 6 家賃助成制度	【設立経緯】 住宅マスタープランの重点事業として、 豊島区内の空き家等の有効活用による 住宅確保要配慮者への住まい及び居場 所の提供の促進を行うことを目的に設立 された。 【課題】 居住支援バンクの登録が進んでいな い、また、区の事業と重複している部分 が多く、事業の整理が必要。 【方向性】 区ではできない居住支援協議会のネット ワークを活用した活動(普及啓発活動や 区内居住支援団体等との連携促進)な どにシフトしていく必要がある。	居住支援協議会ではなく、豊島区として住まいに 関する相談窓口を設けて いる。	区役所内福祉総務課に常設窓口を設置。	HPや広報で周知。	区役所に1個所。
北区 居住支援協議会 2019年3月	《会長》まちづくり部長 《副会長》健康福祉部長 ・健康福祉部 ・まちづくの部 ・子ども未来部	_	·(公社)東京都宅地建 物取引業協会北支部 ·(公社)全日本不動産 協会東京都本部城北 支部	_	・北区民生委員児童委員 協議会 ・(社福)北区社会福祉協 議会 ・(NPO)ピアネット北 ・(NPO)北区精神障害 者を守る家族会飛鳥会 ・(NPO)学生支援ハウス ようこそ ・(公財)東京都防災・建 築まちづくりセンター	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定に関すること。 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進。に関すること。 4 住宅市場の環境整備に関すること。 4 その他目的を達成するために必要な事業	北区 まちづくり部 住宅課	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定に関すること。 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進とび間すること。 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関すること。 4 その他目的を達成するために必要な事業	・需要と供給のバランスを取りながら、現 況を注視し、福祉部門と連携を図り居住 支援に関する取組を進めていく必要が ある。 ・居住支援に係る包括連携協定の締結 を予定している。 ・高齢者等見守り・補償サービス初回登 録料助成事業の開始を予定している。	_	_	_	-

資料8

	構成員											住ま	いに関する相談(協力不動) 生活相談を含めた総合	産店制度や相談窓口設置な 目談窓口の実施について	£, (*),
協議会名設立年月日	地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体		その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への 円滑な入居の促進に資す る活動を行う者、 <u>学識経</u> 験者等	協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など)に おける活動内容	事務局	業務內容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な個所数などについて
板橋区 居住支援協議会 2013年7月	福祉部 健康生きがい部 子ども家庭部 都市整備部	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会板橋区支 部 (公社)全日本不動産協 会 東京都本部城北支	(NPO)日本地主家主協会	板橋区町会連合会 板橋区民生・児童委員協 議会 (社福)板橋区社会福祉 協議会 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター (一社)賃貸保証機構	-	会則設置	連及い店住い女正刀束に関す	板橋区 都市整備部 住宅政策課 住宅政策推進係	・総会、実務者会議開催の会長(学識経験者)謝礼 ・大家セミナー講師謝礼 ・大家セミナーチラシ作製等 ・相談窓口運営のための消耗品	立退きや保証人が見つからない等の理由により、高齢者等が入居を拒まれたり、居住を続けていくことが困難な状況がある等の課題をふまえ、民間賃貸住宅の有効活用を図りながら、各種団体の連携や協働を通じて、高齢者等の居住の安定・確保を図る。	区内協力不動産店に物件 の情報提供依頼を行って いる。	常設の相談窓口を住宅政策課にて実施	①区のHPに掲載 ②リーフレットを作製し 関係部署に配布 ③関係部署が作製す る冊子への掲載	区内協力不動産店 147店舗のリストを作製 し、窓口で配布及びHPに 掲載
練馬区 居住支援協議会 2019年4月	都市整備部長 環境課長 住宅課長 福祉部長 高齢施策担当部長 障害者施策推進課長 生活和支援課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会練馬区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部練馬支部	-	練馬区介護サービス事業 者連絡協議会 練馬区社会福祉協議会 区立障害者地域生活支援センター 地域包括支援センター	-	要綱	1 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居促進 施策に関すること。 2 関係機関の連携に関すること。 3 その他区長が必要と認める 事項	練馬区 都市整備部 住住空條 管理條	(1)住宅確保要配慮者の民間賃貸住 宅への円滑な入居促進施策に関する 検討 (2)関係機関の連携に関する検討	《設立経緯》 設立の30年1月から不動産団体等と情報交換会を6回開催し諸課題について協議を行い、協議会設立に至った。 《課題》 ・賃貸住宅物件オーナーに対する啓 発、協力依頼および補助制度等のあり 方について ・居住支援法人に委託して実施する伴 走型支援について	住宅課	主に住まい確保又抜事来 (空き室物件の情報提供) への申込手続きの際に行 うほか、随時住宅課職員 が行っている		住宅課窓口ほか区内4か 所の総合福祉事務所等 (合計14窓口)
足立区 居住支援協議会 2020年12月	副区長 福祉部長 地域包括ケア推進課長 高齢福祉課長 都市建設部長 建築室長 住宅課長	-	(公社)東京都宅地建 物取引業協会足立区 支部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部城東 第一支部	-	足立区介護サービス事業 者連絡協議会 足立区民生・児童委員協 議会 (社福)足立区社会福祉 協議会	-	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状況 及び民間賃貸住宅市場に関する情報の共有に関すること。2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進施策に関すること。3 関係機関の連携に関すること。4 その他設置目的を達成するために必要な事項。	足立区 都市建設部 建築室 住宅計画係	(1)住宅確保要配慮者の民間賃貸住 宅への円滑な入居促進施策に関する 検討 (2)お部屋さがしサポート事業内容の検 討	【課題】 設立以前から住宅あっせん事業を行っていたが、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進としては成約率が低く、成果を表すことができなかった。 【設立経緯】 上記課題を解決するため関係団体等と連携し、情報共有や意見を取り入れた施策を立ち上げるため設立。 【方向性】まずは相談者が抱えている問題を把握し、その解決から入居までの寄り添ったサポートを行い、入居後も見守りや相談等に応じ家主等の不安解消を目指す。	部署)の事業:お部屋さが	東京都宅地建物取引業協会、全日本不動産協会や福祉部署と連携し、月に2回お部屋がしサポート事業を実施。今和3年4月12日に不動産団体、民国生会社と足立区における居住支援の連携に関する協定を締結し、相を構築。	区のホームページに掲載 案内チラシを窓口や関係 部署に配布	足立区役所中央館 4階住宅課
葛飾区 居住支援協議会 2019年6月	都市整備部 調整課長 住環境整備課長 地域振興部 危機管理課長 福祉部管理課長 高齢或包括管理課長 高齢或包括課長 声音在支援課長 平育で支援課長 子育で支援課長	東京都の指定を受け た居住支援法人 1法 人		-	(社)葛飾区社会福祉協 議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の促 進及び居住の安定方策に関す ること。 2 住宅確保要配慮者又は民 間賃貸住宅の賃貸人に対する 情報の提供等の支援に関する こと。 3 住宅確保要配慮者向け賃 貸住宅の供給に関すること。 4 その他目的達成のため必要 な事項に関すること。	住環境整備課	・住み替え相談窓口の設置	住宅確保要配慮者に民間賃貸住宅への円滑な入居の促進や、対応する住宅の供給の促進等に関する事項について協議することで、区の福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに貢献する必要があったため設立	あんしん民間賃貸住宅補 償料助成	・常設の住み替え相談窓 口を設置 ・民間賃貸住宅を探す手 助けとして、居住支援法人 と連携	・区のホームページに掲載・広報誌・案内チラシを窓口にて配布	・協力不動産店を募集し、 名簿の作成を予定(各不 動産団体の会員を対象)
江戸川区 居住支援協議会 2018年7月	福祉部 子ども家庭部 健康部	ホームネット(株)	(公社)東京都宅地建 物取引業協会江戸川 区支部 (公社)全日本不動産 協会 東京都本部江戸 川支部	_	(社)江戸川区社会福祉 協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の促 進及び居住の安定方策に関す ること 2 住宅確保要配慮者又は民 間賃貸住宅の賃貸人に対する 信報の提供等の支援に関する こと 3 住宅確保配慮者向け賃貸 住宅の供給に関すること 4 その他目的達成のために必 要な事項に関すること	福祉推進課	・要配慮者向け賃貸住宅相談会を年4 回実施 ・SN制度普及啓発を目的とした、賃貸 住宅オーナー向けセミナーを年2回実 施	・庁内、外部団体との連携強化 ・空き家、空き室の解消 ・住宅確保要配慮者の居住支援につい では、設立前から、区のそれぞれの都署 で取組みを行ってきたが、庁内、外部団 体と連携し、居住支援策の拡充を図るた め、居住支援協議会会設立 ・SN制度の周知が不足しているのでさ らなる普及、啓発が必要である	熟年者に親切な店協議 会: (公社)東京都宅地建物取 引業協会江戸川区支部	協力不動産として「熟年者 に親切な店」の登録をして もらう。	・区役所窓口での案内 ・宅建江戸川支部HPでの 案内	・窓口に問い合わせがあった場合に、お住いの近所 の協力不動産店(109店) を紹介。もしくは一覧を配 布。 ・登録協力不動産店にて 独自マークを店頭に掲示 し住まいの相談ができる環 境を作っている。

咨	火	8
晃	77	0

		構成員										住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、 生活相談を含めた総合相談窓口の実施について			
協議会名設立年月日	地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体		その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への 円滑な入居の促進に資す る活動を行う者、 <u>学識経</u> 験者等	协举人		規程(会則や設置要綱など)に おける活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	事業の実施主体について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な個所数など について
八王子市 居住支援協議会 2016年2月	まちなみ整備部長 市民活動推進部長 福祉部生活福祉担当部長 まちなみ整備部 住宅政策課長 福祉部 生活自立支援課長	-	(公社) 東京都宅地建物取引 業協会 八王子支部 (公社) 金日本不動産協会東 京都本部多摩南支部	-	(一財) 八王子市まちづくり公社 (社福) 八王子市社会福祉協議会 八王子市民生委員児童 委員協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する 信報の提供等の支援に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の限すること。 3 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の限すること。 3 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への関連の場合を発行動等生宅市 場の環境整備に関すること。 4 その他目的達成のために必 要な事業	八王子市 まちなみ整備部 住宅政策課 居住支援協議会担 当		設立経緯 市営住宅の応募倍率が高い水準で推 移していることや、高齢者人口、障害者 人口の増加、子育て世帯の増加等の状 況があるなかで、市において住宅確保 要配慮者に対して情報提供等支援をし ていく場がなかった。以上の課題等をし するため、不動産関係団体等の協力が 得られたため設立の運びとなった。 設立当初の課題 「あんしん住宅」、「居住支援協力店」の 登録数が少ない。	居住支援協議会	1「居住支援協力店」の登録: 協議会の趣旨に賛同し、協議会の趣旨に賛同し、協議会と連携し住宅確保 受配慮店を居住支援開 業 (登録 数30箇所 3年3月末現在)と生居確保相談会の開 4年居住支援協力店に相談会の開 居住支援協力 休日に相談会を実施 ペーネール (本社の事業を実施を) (本社の事業を) (本社の	: 市のホームページ、広報 に掲載	居住支援協力店として登録している不動産店(30) 店)をホームページで公開するとともに、独自のマークを店頭に貼付し住まいの相談がした。事務局窓口に問い合わせがあった場合においても、住まいの場所等の実情に合わせて協力不動産店を紹介している。
府中市 居住支援協議会	都市整備部 住宅課 連建築指導課 福祉保健部 地域福祉護 高齢者保福祉護 高齢者保福部 課 一个障害者 定課 子ども 家 定 管 表 家 定 表 定 表 定 表 定 表 定 表 定 表 と 表 と 表 と 表 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	ホームネット(株)	(公社)東京都宅地建 物取引業協会 (公社)全日本不動産協 会東京都本部多摩中 央支部	-	(社福)府中市社会福祉協議会 (一社)東京都建築士事務所協会南部支部 府中市民生委員児童委 員協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する 情報の提供等の支援に関すること。2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅宅市場の環境整備に関すること。4 その他目的達成のために必要な事項に関すること。	府中市 都市整備部 住宅課	・住まい相談窓口の設置(住宅課に常設)・不動産事業者協力店の確保	・設立前は市の各部署で住宅確保要配慮者の居住支援をしていたが、庁内と外部団体と連携をし更なる支援を行うため居住支援協議会を設立。・設立当初の令和2年7月から、住宅課に住まい相談和2を設置し相談を受けていたが、相談者の多くが住宅だけではなく福祉の問題も抱えており、住宅課だけでは対できない事例が増えてきているため、今後そういった方々に対応できるような窓口体制の構築をしていく予定。	事業:住宅セーフティネット	・常設の相談窓口を住宅 課に設置 ・府中市協力店設置制度 (登録数 15箇所、令和3 年5月14日現在)	・市のホームページに掲載・案内チラシを福祉部局に設置	・市内の登録協力不動産 店15店をホームページで 一覧にして公開している。
調布市 居住支援協議会 2015年12月	都市整備部 住宅課長 子ども生活部 子ども家庭課長 子とも家庭課長 福祉健康部課長 福祉活福社支援室 障害福祉課長	(公財)日本賃貸住宅 管理協会東京都支部	(公社)東京都宅地建物 取引業協会 (公社)全日本不動産協 会 東京都本部	東京都住宅供給公社	(NPO)日本地主家主協会 (社福)調布市社会福祉協議会 調布市地域包括支援センター 調布市民生児童委員協議会		会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する事業 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する事業 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する野発活動等住宅市場の環境整備に関する事業 4 その他目的達成のため必要な事業	調布市 都市整備部 住宅課	・仲介支援料の助成4件 ・債務保証料の助成3件 ・調布市すまいぬくもり相談室(住宅確保要配慮者相談窓口の開設)毎週木曜 日、3組限定 ・居住支援に係る居住支援団体との講演、活動事例発表等のセミナー開催 (不動産関係者及びオーナー向)	・当初多摩地区の自治体では協議会を設置していなかったため、設立にあたり協議会の実態の把握が困難であった。また、設立当初は施策の対象を高齢者者やひとり親世帯についても一定のニーズがあることが判明し、担当課との連携が必要となった。 ・市の基本計画に居住支援に向けた取組みを進めることを明記しており、住宅マスタープランの中で居住支援協議会の設置を明記している。また、公営住宅を新築、増築することは財政上戦しい状況であるため、既存の民間賃貸住宅への円滑な入居支援の仕組みの構築が必要となり、協議会の設置に至る。	・調布市住宅確保要配慮 者相談窓口設置事業 ・調布市居住支援協議会 (すまいサポート調布)協力 不動産店制度	・住まいぬくもり相談室(居住支援協議会構成員:日本地主家主協会)の相談員により相談を事前予約により毎週本曜日、3組限定で実施 ・住まいぬくもり相談室において民間賃貸住宅のあっせんを必要とする方に対して物件の紹介 ・入居を促進する助成事業債務保証支援事業のび民間賃貸住宅か方支援事業人び民間賃貸住宅を募集のび民間賃貸住宅を募集ので、第一条に協力	のパンフレット、協力不動 産店リスト一覧) ・市役所窓口でパンフレット配架	事前予約の上、市役所 内相談室で相談対応協力不動産店27店舗(令
町田市 居住支援協議会 2019年5月	地域福祉部 生活接護継連長 障がいき生活部 高齢者福祉課長 ンさいき生活部 - 子ども生活部 - 子ども総務課長 都市づくり部 住宅課長	(社福)悠々会	(公社) 東京都宅地建物取引 業協会 町田支部 (公社) 全日本不動産協会東 京都本部町田支部	-	(社福)町田市社会福祉 協議会 (公社)町田市シルバー 人材センター	-	要領設置	1 住宅確保要配慮者の状況 及び民間賃貸住宅の市場動向 についての情報の共有に関す ること 2 住宅確保要配慮者の円滑 な入居及び安心則して住み続け るための支持っこと 3 関係機関の連携に関すること 4 その他市長が必要であると 認めた事項		・居住支援協議会の開催 ・居住支援にかかる相談窓口の設置	・不動産関係団体、居住支援関係団体と行政が連携し、住宅確保要配慮の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、情報共有を行うために町田市居住支援協議会を設立した。 ・2021年度に策定する(仮称)都市づくりのマスタープラン(住宅マスタープランを含む)及び(仮称)地域ホッとプラン地域福祉計画を含む)と居住支援に向けた取組みを進めることを明記する。 ・2021年度から設置した相談窓口の状況を精査し、成果や課題等の分析を行う。	町田市居住支援協議会: 居住支援相談窓口事業	常設の窓口を構成員であ る社会福祉法人に設置		窓口に問合せがあった場合に、必要に応じて構成 員である不動産団体を紹介

資料8

		構成員									住ま	いに関する相談(協力不動)		(E),
協議会名 設立年月日	地方公共団体 居住支援	夕地 建梅西司类类/7		その他の住宅確保要配慮 音者の民間賃貸住宅への 円滑な入居の促進に資する活動を行う者、 <u>学識経</u> <u>験者等</u>	協議会オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など)に おける活動内容	事務局	業務內容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	事業の実施主体について	生活相談を含めた総合を相談等実施の体制について	目談窓口の実施について 相談等実施に関する 広報について	相談可能な個所数など について
日野市 居住支援協議会 2017年3月	健康福祉部長 まちづくり部長	部	(NPO)日本地主家主 協会 (独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部	(社福)日野市社会 福祉協議会 日野市地域包括 支援センター代表 学識経験者 東洋大学ライフデザイン 学部教授	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する事業2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促する事業3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関する事業4 前3号に掲げるものほか、目的達成のために必要な事業	日野市 まちづくり部 都市計画課	・相談窓口の設置 毎週木曜日に要配慮者向け相談窓口として「あんしん住まいる日野」を設置し、 要配慮者の相談を受け付け、不動産協力店を通じて転居先の確保を行うことや、本人の状況に合わせた生活支援を行う。 <相談期間> 令和3年4月1日から令和3年3月31日までの毎週木曜日(祝日除く) <相談時間> 指定する時間で1日4回、側別相談を行う。 ・見守り機器設置補助金ハローライトを設置する不動産事業者等に対し20千円を上限に助成を行う。	者数及び課題の把握	居住支援協議会としての事業	毎週木曜日の午後に相談 窓口を市役所に設置	市のホームページに掲載 定期的に発行する広報紙 で案内 案内チラシを窓口や構成 員、不動産店に配布し備 え付け 福祉関係者(ケアマネ、民 生委員など)に対して訪 間、説明を実施	原則相談窓口で受け付け
狛江市 居住支援協議会 2019年5月	福祉政策課長 福祉相談課長 高齢障がい。課長 子ども政策課長 まちづくり推進課長		協会	和江市地域包括支援セン ケー 和江市社会福祉協議会 和江市社生委員・児童委 員協議会 独江市町会・自治会連合 会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定有難なの民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する配きの登発活動を住宅市場の環境整備に関すること。 4 その他目的達成のために必要な事業	狛江市 都市建設部 まちづくり推進課 福祉保健部 福祉政策課	【住まい探しの相談窓口】 毎月第1火曜日に要配慮者向け相談窓 口を設置し、要配慮者の相談を受け付け、不動産協力店を通じて転居先の確 保を行うことや、本人の状況に合わせた 相談を行う。〈相談期間〉 令和3年度中の毎月第 1火曜日 〈相談時間〉毎月第1火曜日の ①10時から10時50②11時から11時50分の2回	ためらう場面が生じている。狛江市にお	江市居住支援協議会が (NPO)日本地主家主協会 に委託をして実施してい る。	日本地主家主協会が市役 所にて月に1回の相談を 実施(2枠)、相談の事前 受付は福祉担当部署にて		相談については、業務委託締結先の(NPO)日本地主家主協会が請け負っており、また、紹介物件は協会を窓口として紹介している。
多摩市居住支援協議会 2017年5月	都市整備部長 健康福祉部長	(公社)東京都宅地建 物取引業協会南多摩 支部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部多摩 南支部	東日本賃貸住宅本部	(社福)多摩市社会福祉 協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅及び公的賃貸住宅 の賃貸貸人に対する情報の場合 等の支援に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅 の円滑な入居の促進及び居。 3 住宅確保要配慮賃貸住宅之居。 3 住宅等以下間すると。 3 住宅等以下の促進食賃貸住宅 の円滑な入居の促進負賃貸付金之 の円滑な入居の促進賃貸債と記 の円滑な入居の促進賃貸付金 であり、 の円滑な人がの賃貸関でする を発行動及び民間賃貸付から を発行動及び民間賃貸付から を を に の他目的達成のために必 要な事項に関すること。	都市整備部都市計劃当住宅担当健康福祉部福祉総務課	より実施。 ・家主・不動産事業者・福祉関係団体・ 居住支援法人を対象に住宅セーフティネシト制度の普及啓発、住宅確保要配慮者の受入れに関する理解を深めるためのセミナー開催 ・居住支援の必要性や本協議会の設立や取組み内容などを掲載した啓発用パンプレットを作成 ・多摩市社会福祉協議会が実施する相談事業において、住宅確保要配慮者の希望がある場合に、不動産管理関係団体等より相談員を派遣する。	【当初課題】 ・準備会で協議された会則及び要綱の整理 ・住替え支援の具体的内容。 ・住替えと居住支援の考え方の整理。 ・今後の事務局運営について、事務局	居住支援協議会の事業 (市予算):多摩市居住支 援相談窓口	駅前の建物内に1か所常 設。必要に立て生活困 設。必要に立援事業の相談 窓口と連携し、総合的な支 援を実施。	市広報紙に定期掲載。市ホームページに掲載。	常設の窓口のほか、社会 福祉協議会が実施する福 祉相談の場に、希望により 相談員を派遣する(市内コ ミュニティセンター)。
西東京市 居住支援協議会 2020年7月	まちづくり部 住宅課 健康福祉部 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 子育で支援部 子育で支援部 子とも家庭支援センター 生活文化スポーツ部 文化振興課 協働コミュニティ課	(公社)東京都宅地建 取引業協会北多摩支 部 (公社)全日本不動産 会東京都本部多摩北 支部	(一社)賃貸保証機構	東洋大学ライフデザイン 学部教授 (社)西東京市社会福祉 協議会	-	要綱設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び居住の安定確保の支援に関すること。3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための普及啓発に関すること。4 関係機関の連携に関すること。5 その他市長が必要と認める事項に関すること。		・居住支援協議会運営 ・住宅確保要配慮者の物件探し (同行支援、居住支援、家主交渉) ・居住支援セミナーの実施 ・普及啓発動画制作の実施 ・住宅確保要配慮者への助成金交付	【設立経緯】 住宅だけの問題に止まらず、日常の生活支援も必要とする世帯が多く存在することから、住宅の確保と生活サポートを複合的に網羅することができる組織体の必要性を認識し、様々な団体等と情報連携等を行う居住支援協議会を設置した。 【現在の課題】 市内に多く存在する空き家を活用するための方法を検討している。		住宅探しの申請時等に職員が事情等を聞き取りします。(都営住宅の相談も含む)	日を決めて実施するわけ ではない(常設)。 チラシ・市報・HP	1箇所(住宅課のみ)